

# 七飯町再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン

## 第1 目的

このガイドラインは、「七飯町ゼロカーボン達成目標」に基づき、七飯町内において設置される再生可能エネルギー発電設備について、設置者が計画段階において遵守すべき事項として、町民の安全・安心の確保のため、災害の防止や生活環境の保全、自然環境及び良好な景観の保全を図る配慮事項等を示し、再生可能エネルギー発電事業と地域との良好な関係が構築されるよう適切な管理を促すことを目的とする。

## 第2 対象となる発電設備

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項に規定する「再生可能エネルギー源」のうち、売電等を目的とした資源エネルギー庁の発電事業計画の認定を受けて行う発電設備（付帯施設を含む。）の新設、増設及び改修（以下「設置等」という。）を対象とする。ただし、設置者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものについては除く。

## 第3 対象地域

このガイドラインの対象地域は、七飯町内全域とする。ただし、七飯町に発電設備の設置等を行う場合であっても、隣接の自治体に影響を及ぼす恐れがある場合は、隣接の自治体のガイドラインの適用を要請し、また、隣接の自治体に発電設備の設置等を行う場合であっても、七飯町に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインの適用を要請する。

## 第4 立地を避けるべきエリア等

「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討を要するエリア」は、別表のとおりとする。

## 第5 事業計画の周知等

設置者は、発電設備の設置等を計画する場合、周辺の住民、事業者及び町内会関係者等（以下「近隣住民等」という。）に対して計画概要に関する説明会を開催し、又は近隣住民等の要請に基づく協議を行い、誠意を持って対応し、合意形成を図るよう努めるものとする。

## 第6 遵守事項

設置者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 災害発生時の緊急連絡体制を整備すること。
- (2) 発電設備の設置等を急傾斜地に計画する場合は、斜面崩壊防止等の安全対策を講ずること。
- (3) 発電設備の設置等により自然環境及び景観を著しく阻害する場合は、植樹等の必要な措置を講ずること。
- (4) 騒音、振動、悪臭、水質汚濁、低周波音及び日照阻害等により、近隣住民等の健康又は生活環境を害することのないよう十分配慮し、必要な措置を講ずること。
- (5) 雨水による土砂、汚泥の流出等の災害防止対策を講じること。
- (6) 除草等の環境整備に努めること。
- (7) 事故、自然災害等により、発電設備が破損した場合は、被害を最小限にとどめる措置を講じ、速やかに関係機関及び近隣住民等に連絡するとともに、復旧又は撤去を行うこと。
- (8) 発電設備の外部から見えやすい場所に、設置者名や連絡先などを記載した標識を掲示すること。標識の記載内容は、経済産業省資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を遵守すること。
- (9) 国のガイドラインを遵守し、再生可能エネルギー設備の種類に応じた適切な発電事業の運用・管理を行うこと。
- (10) 太陽光発電設備の設置者は、環境省が策定する「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を遵守し、環境と調和した形での事業の取組を行うこと。
- (11) 経済産業省資源エネルギー庁が策定する「廃棄等費用積立ガイドライン」を遵守し、再生可能エネルギー事業終了後の適切な撤去に向け、計画的な費用の確保を行うこと。
- (12) 再生可能エネルギー事業を終了する場合は、その跡地についてそのまま放置せず、撤去・処分を行い、原状復帰を図るなど適切な措置をとること。
- (13) 発電設備の設置等及び運用に起因して発生した苦情等があった場合は、迅速かつ誠実な対応をとること。

## 第7 ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

第8 本ガイドラインは、令和6年3月1日から適用する。

別表

関係法令等	区域の名称等	理由	エリア設定
自然公園法	国定公園		
	特別保護地区	優れた自然の風景地を保全するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため	立地を避けるべきエリア
	特別地域	優れた自然の風景地を保全するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため	立地を避けるべきエリア
	普通地域	優れた自然の風景地を保全するとともに、生物の多様性の確保に寄与するため	立地を避けるべきエリア
北海道自然環境等保全条例	環境緑地保護地区	市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要な地区のため	立地を避けるべきエリア
	自然景観保護地区	森林、草地、山岳、丘陵、渓谷、湖沼、河川等の所在する地域のうち良好な自然景観地として保護する必要がある地区のため	立地を避けるべきエリア
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区域内の特別保護地区	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るための区域のため	立地に慎重な検討を要するエリア
森林法	地域森林計画対象民有林		
	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変化等が厳しく規制されているため	立地を避けるべきエリア
	上記以外	地域森林計画の対象として、様々な公益的機能を持ち、森林吸収源として地球温暖化を防止する機能も持つことから適切な管理を行い、保全に努める森林であるため	立地に慎重な検討を要するエリア
農地法・農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域 甲種農地 第1種農地	優良農地を確保するため、転用及び開発行為が厳しく制限されている区域のため	立地を避けるべきエリア
河川法	河川区域	洪水等による災害の発生を防止するために必要な区域であるため	立地に慎重な検討を要するエリア
景観法	北海道景観計画区域	景観区域のうち、北海道で示す主要な眺望地からの地域の良好な景観資源については、地域を象徴する優れた景観が保たれている地区であり、その景観、眺望を保全することが特に必要であるため	立地を避けるべきエリア
砂防法	砂防指定地	砂防施設を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	立地を避けるべきエリア
地すべり等防止法	地すべり防止区域	地すべり区域及び地すべり地域であって公共の利害に密接な関連を有する区域であり、災害発生により近隣住民等の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	立地を避けるべきエリア
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	崩壊のおそれがある急傾斜地で、崩壊により相当数の居住者等に危害が発生するおそれがあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	立地を避けるべきエリア
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が発生するおそれがあり、警戒区域では警戒避難体制の整備、特別警戒区域では特定の開発行為に関する許可等が必要な区域であり、災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため	立地を避けるべきエリア
文化財保護法 七飯町文化財保護に関する条例	文化財・史跡等指定地	文化財の価値保全のために、指定地域内等の現状変更等が厳しく制限されているため	立地を避けるべきエリア
	既知の埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財は現状を変えずに保存することが望ましいが、やむを得ず工事により埋蔵文化財を現状のまま保存することができない場合は、記録保存のための発掘調査等を実施する必要があり、事業計画段階からの調整を要するため	立地に慎重な検討を要するエリア
その他	七飯町営牧場及びその周辺	牧草の供給と放牧による強健な若牛育成を行うことで生産性への影響を回避が必要であるため	立地を避けるべきエリア
	国定公園周辺	国定公園から眺望した際に、発電設備が極力見えないよう配慮が必要なたため	立地に慎重な検討を要するエリア
	幹線道路沿道100m未満の区域	国道、道道の幹線道路沿道の区域は、将来的な都市的有効利用も視野に入れた土地利用が望ましい区域であるため	立地に慎重な検討を要するエリア
	住宅等周辺100m未満の区域	住宅、学校、医療機関、社会福祉施設及び公園周辺は生活環境等へ与える影響の回避が必要であるため	立地に慎重な検討を要するエリア